

事業系一般廃棄物

ごみ処理方法の手引き



南三陸町

平成21年度3R推進市町村等支援WS

目次

1 . 事業系廃棄物とは？

産業廃棄物と事業系一般廃棄物 2

1 - 1 . 産業廃棄物 2

産業廃棄物の種類と具体例 2 ~ 3

市町村の施設で受け入れないもの 3

1 - 2 . 事業系一般廃棄物 4

分別基準表 4

2 . 業種別の廃棄物 5

3 . ごみ減量・リサイクルのための

体制づくり・ポイント・具体例 6

3 - 1 . ごみ減量・リサイクルのための体制づくり 6

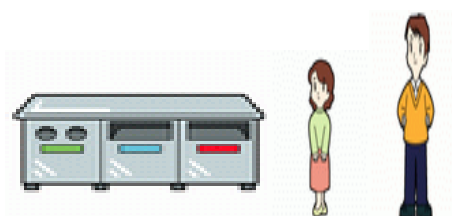
3 - 2 . ごみ減量・リサイクルのためのポイント 6 ~ 7

3 - 3 . ごみ減量・リサイクルのための具体例 7 ~ 8

4 . Q & A 8 ~ 9

5 . 法律関係 9 ~ 10

6 . 問い合わせ先 10 ~ 11

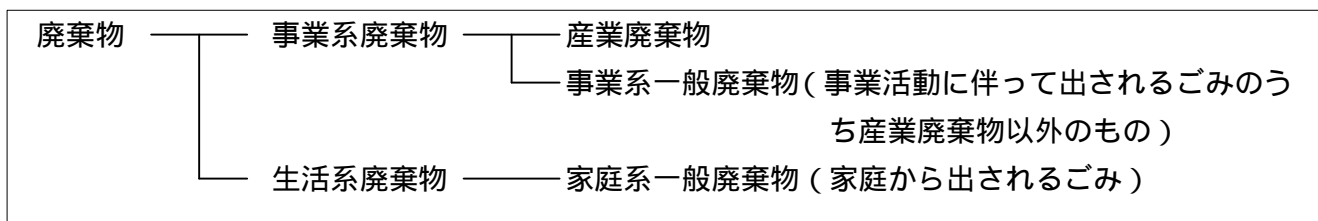


1. 事業系廃棄物とは？

産業廃棄物と事業系一般廃棄物を事業系廃棄物（事業系ごみ）

事業活動に伴って発生する廃棄物（ごみ）のことをいいます。

事業系廃棄物は、「産業廃棄物」と「それ以外の廃棄物（事業系一般廃棄物という）」に分けられます（下図参照）。



1 - 1 . 産業廃棄物

「産業廃棄物」とは、工場などの事業活動に伴って排出される廃棄物のうち法律で定められた20種類で、その処理は排出事業者が自ら実施するか産業廃棄物処理業の許可を有する処理業者に委託して実施しなければなりません。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）などにより、自らの廃棄物が適正に処理されたことを確認しなければなりません。

産業廃棄物の種類と具体例

全 て の 業 種 に か か る 産 業 廃 棄 物	産業廃棄物の種類	内 容
	1. 燃え殻	焼却残灰、石炭がら、灰かす、炉清掃物等
	2. 汚泥	製造業、排水処理等で生ずるすべての泥状のものであって有機性・無機性のもののすべての汚泥
	3. 廃油	溶剤、鉱物性油、動植物性油脂等すべての廃油
	4. 廃酸	全ての酸性廃液
	5. 廃アルカリ	全てのアルカリ性廃液
	6. 廃プラスチック類	廃タイヤ、合成繊維くず、ビニールシートくず等、高分子系化合物に係る全ての廃プラスチック類
	7. ゴムくず	天然ゴムのくず
	8. 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず及び切削くず等全ての金属及び金属製品のくず
	9. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス、陶磁器、レンガ及び石膏ボードのくず、コンクリートくず（工作物の新築・改築又は除去に伴い生じたものを除く）
	10. 鉱さい	電気炉等の鉱さい、廃鑄物砂、高炉、平戸、転炉などの残さい、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす
	11. がれき類	工作物の新築・改築又は除去に伴って生ずるアスファルトコンクリート及びコンクリートの破片、レンガ等の破片

	12. ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
業 種 限 定 の あ る 産 業 廃 棄 物	13. 紙くず	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る)、紙製品製造業、パルプ製造業、出版印刷業等の紙くず
	14. 木くず	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る)、木材又は木製品製造業等の木くず
	15. 繊維くず	建設業(工作物の新築・改築又は除去に伴うものに限る)、製紙、紡績、織物業等の天然繊維くず
	16. 動植物性残渣	食料品製造業等の原料として使用した動植物に係る固形状の不要物
	17. 動物系固形不要物	と畜場で、とさつ・解体又は食鳥処理場で食鳥処理して不要となった牛、豚、鳥等の肉片、骨、内蔵等
	18. 家畜ふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等のふん尿
	19. 家畜の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等の死体
20. 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの 産業廃棄物には、上記 1～20の項目の外に、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有する廃棄物」として、「特別管理産業廃棄物(及び特別管理一般廃棄物)」というものがあります。 詳細については、県内各保健所又は宮城県環境生活部廃棄物対策課にお問い合わせください。		

市町村の施設で受け入れないもの

家電リサイクル法対象品	洗濯機・衣類乾燥機・テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫
危険性があるもの	プロパンガスボンベ、シンナーなどの有機溶剤、灯油、ガソリン、農薬、薬品類、消火器など
パソコン	デスクトップパソコン(モニター、本体、キーボード)、一体型パソコン、ノート型パソコン等
自動車及びその部品	自動車(自動二輪車)車体、タイヤ、バッテリー、マフラーなどの部品等
処理が困難なもの	ピアノ、大型金庫、ドラム缶、コンクリート製品など、 (この他、量、質などによって受け入れできないこともあります)

受け入れ先等については、市町村にお問い合わせください。

1 - 2 . 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物は、 排出事業者が自ら処理する、 町の定めるルール（下記「分別基準表」参照）に従って分別し町の処理施設へ自ら搬入する、 一般廃棄物収集運搬許可業者等に処理を依頼する、 これらの方法で処理してください。

！ 事業系一般廃棄物は、家庭ごみの集積所には出すことができませんので注意してください。

分別基準表

区 分		代表的な品目	注 意 点
資源ごみ	紙 類	新聞、雑誌、ダンボール、厚紙、牛乳パック、シュレッター、ざつがみ	新聞、雑誌、ダンボール、厚紙、牛乳パックは紙ひもで十文字に結んで下さい。ざつがみは、紙ひもで十文字に結ぶか紙袋に入れて下さい。
	金 属 類	飲料用の缶、食品用の缶、その他の缶類、金属類	従業員等の飲食や個人消費によるものに限りです
	び ん 類	飲料のびん、食品用のびん	従業員等の飲食や個人消費によるものに限りです
	ペットボトル	飲料用のペットボトル、食品用のペットボトル	従業員等の飲食や個人消費によるものに限りです
	プラスチック製容器包装類	プラスチック製ボトル、食品の容器、ビニール袋、発砲スチロールなど	従業員等の飲食や個人消費によるものに限りです
燃やせるごみ	厨芥類（生ごみ）	野菜・魚・肉等の調理くず、食べ残しなど	十分に水切りして出してください 食品関連事業者は、食品リサイクル法による対応が必要です
	紙 く ず	リサイクルできない紙くず（汚れた紙、防水加工紙、感熱紙、写真、ビニールコート紙など）	資源ごみとなる紙は、分別しリサイクルへの処理をお願いします
	木 く ず	木片、小さい木工製品、剪定した枝木など	剪定の枝木は、直径 10 c m以下、長さ 40 c m以下にしてください
	布 く ず	ウエス、衣類などの天然繊維くず	合成繊維、工作物の新築・改築・除去によるものは産業廃棄物となります
燃やせないごみ	金属、あきかん	リサイクルできない缶類、鍋、やかんなど	従業員等の飲食や個人消費によるものに限りです
	陶磁器、ガラス（くず）	リサイクルできないびん類、湯飲み、コップ、など	従業員の飲食に伴い発生したものに限りです

2．業種別の廃棄物

ここでは、業種別にその事業活動によって発生した廃棄物が「一般廃棄物(以下「一廃」という)」か「産業廃棄物(以下「産廃」という)」のいずれに該当するかを判断いただくための参考として代表的な物を例示をしています。

なお、例示していない場合もありますのでご注意ください。

飲食・サービス業

一廃：調理くず、食べ残し、紙コップ、割り箸、紙くずなど

産廃：食品などが入っていた空き缶や空きびん、プラスチックやガラス、陶器製食器などの不用品など

製造業

一廃：事務所で発生した生ごみや紙くずなど

産廃：空き缶、空きびん、廃油、ガラス、金属、プラスチック系のごみ

建設業

一廃：事務所で発生した生ごみや紙くずなど

産廃：新築、改築、除去に伴って発生した廃棄物のすべて

医療機関等

一廃：事務所・待合室などで発生した生ごみや紙くずなど

産廃：注射器、注射針、点滴のセット、アンプル、薬が入った空き缶・空きびん、医療機器、プラスチック系のごみなど

小売店

一廃：生ごみや紙ごみなど

産廃：店内で発生した空き缶・空きびん・プラスチック系のごみなど

その他のサービス業(行政書士事務所など)

一廃：生ごみや紙ごみなど

産廃：廃棄する鉄製品や空き缶・空きびん・プラスチック系のごみなど



3 . ごみ減量・リサイクルのための体制づくり・ポイント・具体例

3 - 1 . ごみ減量・リサイクルのための体制づくり

1 準備

- ・ごみの減量・資源化を指導・管理していく責任者を選任しましょう。
- ・ごみ減量検討委員会等の設置しましょう。(代表者が必ず入ること)

2 調査

- ・ごみの排出量や種類、資源化量やごみの発生部署など、事業所に合った取り組みのために実態を把握しましょう。
- ・従業員のごみ減量・リサイクルに対する意識調査を行いましょう。

3 計画・実施

- ・ごみ減量・リサイクル行動計画の作成。
(どのように分別をしていくか。 年の実績を基準とし、ごみの排出量を年間 %減らし、 年後までに %減量を目指す、など。)
- ・従業員へごみの分別・リサイクル等の周知徹底。

4 評価・改善

- ・ごみの排出量(減量状況)の調査。
- ・調査結果を、ごみ減量検討委員会等と従業員へ報告。
- ・ごみの減量結果をふまえ必要に応じて取組みを見直す。

フィードバック

3 - 2 . ごみ減量・リサイクルのためのポイント

ポイント1 事務所や工場のごみの流れを確認しましょう。

ごみ収集運搬業者などからごみ処理形態を確認しましょう。そして、何気なく捨てている部分で、分別しリサイクル出来るものがないか調べてみましょう。

ポイント2 ごみの排出システムを知ってもらおう。

建物ごとのごみのフロー図(分別、排出方法、排出場所、回収業者、処分方法)を作成し、職員に周知しましょう。

ポイント3 回収ボックスを設置しましょう。

社内に分別回収ボックスなどを設置して古紙や缶等を分別できる体制を整えましょう。ボックスはきれいで目立つもの、さらに外から中身を確認できる方が分別をしている様子が目で確認できます。

人の目線の高さに分別の表示（主なごみの種類なども記載）をすることで、自然に分別意識を持たせることができます。

分別が分かりにくいものがあつた場合は、一覧表などを設けすぐに理解できるようにしましょう。（大きく表示すれば、見やすくなります。）

ポイント4 ごみの減量化・資源化は、効果の大きいものから行いましょう。

分別回収品目を決める時は、ごみの排出量で減量効果の大きいものから取り組みましょう。

ポイント5 ごみの減量・リサイクルの結果をお知らせしましょう。

四半期ごとや年に一度、ごみ減量検討委員会等の場で取り組んだ結果について、経費的な面やCO₂削減的な面などの成果を報告し、全職員にも発表をして、さらなるリサイクルにつなげましょう。発表する際にパネルなどを使用するときは、イラストや写真などを多用し誰でも見やすいよう心掛けましょう。

ポイント6 グリーン購入（リサイクル製品の購入等）を心がけましょう。

ごみ減量だけではなく、リサイクルされたものを積極的かつ継続的に活用するようにしましょう。（リサイクル製品のOA用紙、事務用品、トイレトペーパー、詰め替え用品など。）

3 - 3 . ごみ減量・リサイクルのための具体例

紙ごみ減量・リサイクルのコツ

書類は両面コピーを心がけましょう。使用量が半分になります。

封筒類は裏面を活用するなどして繰り返し使用しましょう。

メモ用紙は使用済みコピー用紙やチラシの裏面などを活用しましょう。

書類は共有・一元化を心がけましょう。全ての書類を全員が保管しておく必要はありません。

コンピューター利用によるペーパーレス化を進めましょう。電子メールの活用や電子データでの保存などを心がけましょう。

リターナブルコンテナ（通い箱）を導入しましょう。ごみの減量化だけでなく、コストダウンにもつながります。

シュレッダーにかけるときは、リサイクル可能な裁断幅に調整しましょう。

紙コップ・割りばしなどの使用は極力控え、マイカップ・マイ箸を持参しましょう。

紙類は種類によってリサイクルされるものが異なりますので、分別を徹底しましょう。

(新聞紙・雑誌・ダンボール・厚紙・ざつがみ・牛乳パック・シュレッター)

厨芥類(生ごみなど)の減量化・リサイクルのコツ

炊事場から出る生ごみなどは、水をよく絞ってから出しましょう。徹底すれば、重さを20%～30%減らすことができます。

生ごみの「堆肥化」など、リサイクルに努めましょう。

ナイフ・フォーク・紙コップ・ストローなど、異物が混入しないように分別を徹底しましょう。

4 . Q & A

Q . そもそも事業系廃棄物って何ですか？

A . 家庭ごみ以外はすべて事業系廃棄物です。商店、工場、事務所、会社、学校、飲食店などの事業活動にともなって生じたごみのことです。事業系廃棄物は、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分けることができます。

Q . 家庭用の指定袋に入れれば、地域のごみ集積所に出すことができますか？

A . できません。地域のごみ集積所に出せるのは、家庭から出されるごみだけです。事業系一般廃棄物は自らの責任において適正に処理しなければなりません。許可業者に委託をするか、ご自分で市町村の処理施設に搬入してください。

Q . うちでは事業活動に伴うごみがほとんど出ません。家庭ごみと混ぜて家庭用のごみ集積所に出してもいいですか？

A . 出せません。地域のごみ集積所に出せるのは、家庭から出されるごみだけです。量が少ない場合も、近隣の事業所と共同排出するなどして適切に処理してください。

Q . シュレッターにかけた紙はどのような分別になりますか？

A . リサイクルに適さない(感熱紙、カーボン紙など)紙が混じっているものは、燃やせるごみとして焼却することになります。

Q . 官公庁や公立の学校・病院などから出たごみも事業系廃棄物として処理しなくてはなりませんか？

A . 営利を目的とした事業活動により出されるごみだけでなく、地方公共団体や神社・仏閣、福祉施設等、営利を目的としないものであっても事業系廃棄物です。

Q . コンビニやガソリンスタンドでお客さんが出したごみは、産業廃棄物ですか？

A . 事業系一般廃棄物です。

Q . ダンボールなどの資源ごみは、自治体の収入になるのだから家庭用の集積所に出し

てもいいのではないですか？

A .たとえ自治体の収入になったとしても、事業活動からで出たごみは家庭用の集積所には出せません。

Q . 家庭ごみのステーションに黙っておいたらどうなりますか？

A . 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）では「不法投棄」に該当します。この場合、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金となります。

Q . 事業系ごみを自分で焼却処分していいですか？

A . 庭や路上でドラム缶などを使って、焼却処分することは法律で禁止されています。焼却処分を行う場合は、法律で決められた焼却施設・方法により行ってください。詳細については、県内各保健所又は宮城県環境生活部廃棄物対策課にお問い合わせください。

5 . 関係法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第3条）

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

循環型社会形成推進基本法（第11条）

事業者は、事業活動を行うに際しては、廃棄物の発生を抑制する必要な措置を講ずるとともに、循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）となった場合、適正に循環的利用（再使用、再利用及び熱回収）を行い、若しくは循環的利用が行われるよう必要な措置を講じなければなりません。

資源有効利用促進法

循環型経済システムの構築のため、事業者には3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進を求めています（下記参照）。

- 1）リデュース（Reduce）：製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制対策
- 2）リユース（Reuse）：回収した製品からの部品等の再使用対策
- 3）リサイクル（Recycle）：事業者による製品の回収、資源としての有効活用

また、パソコンについては、事業者から廃棄される使用済パソコンの回収・再資源化が製造メーカーに義務づけられています。処理方法については、製造メーカーや、製造メーカーが見あたらない場合は、パソコン3R推進協会（03-5282-7685）に相談してください。

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

テレビ・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫については、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）に基づいた処理をしなければなりません。

処理方法については、購入先及び買い換えの小売業者に引取を依頼するか、郵便局で家電リサイクル券を購入の上、指定引取所に持ち込む方法があります。

施設名	施設所在地
(株)庄子専助商店	宮城県仙台市宮城野区日の出町二丁目5番30
仙台日通運輸(株) 宮城野取扱所	宮城県仙台市宮城野区萩野町4-9-30
(株)齋武商店	宮城県石巻市三河町7-4
日本通運(株) 仙北支店海運輸送課	宮城県石巻市中島町17-5
日本通運(株) 気仙沼支店輸送課	宮城県気仙沼市古町3-3-6
(株)合通 仙台支店	宮城県岩沼市空港南5-3-2
(株)高田商店 佐沼工場	宮城県登米市迫町佐沼字八幡三丁目1番6
金成運輸(株)	宮城県栗原市築館字下宮野大仏73
日通仙北運輸(株) 古川取扱所	宮城県大崎市古川鶴ヶ塚字鶴田144
(株)安藤仁七商店	宮城県柴田郡柴田町大字船岡字鍋倉1-9
(株)安部工業	宮城県黒川郡大和町松坂平8丁目3-4
(株)国本	宮城県遠田郡美里町南小牛田字塚下85番地

自動車リサイクル法

自動車を廃車する場合は、自動車リサイクル法に基づいた処理をしなければなりません。自動車所有者はシュレッダーダスト、エアバッグ、フロン類の処理にかかる費用を負担するとともに、引取業者へ廃車を引き渡さなければなりません。

食品リサイクル法

すべての食品関連事業者は、食品廃棄物の排出の抑制と資源としての有効利用を推進する観点から、食品廃棄物の再生利用を進めなければなりません。

建設リサイクル法

一定規模以上の建設工事においては、県または政令で定める市町村への届出及び特定再生品目（コンクリート、鉄筋コンクリート、木材、アスファルト）の現場での分別・再資源化が義務づけられています。

フロン回収破壊法

オゾン層破壊や地球温暖化を促進するフロン類（ ）の大气放出を防ぐため、冷媒として特定フロン類が充填されている業務用冷蔵冷凍機器や業務用エアコンの廃棄に際しては、県の登録業者によるフロン類の回収が義務づけられています。

（ ）CFC（クロロフルオロカーボン） HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン） HFC（ハイドロフルオロカーボン）

6 . 問い合わせ先

事業系一般廃棄物に関すること

南三陸町環境対策課 施設管理係

電 話：0226-46-5528

F A X ：0226-46-5529

E-MAIL：s-kanrii@town.minamisanriku.miyagi.jp

南三陸町一般廃棄物収集運搬許可業者

（有）阿部鉄クリーン...0226-36-3471

（有）きよの清掃センター...0220-52-2465

- (有) クリーン北上...0225-43-2755
- (株) 佐々木産業...0226-24-2807
- (有) サトー設備工業所...0226-46-3735
- (有) リアス・エンジニアリング...0226-46-5363

産業廃棄物に関すること

宮城県環境生活部廃棄物対策課指導班

電 話 : 022-211-2648
F A X : 022-211-2390
E-MAIL : haitai@pref.miyagi.jp

最寄の保健福祉事務所 (保健所)

・気仙沼保健福祉事務所 (気仙沼保健所)

管轄区域 : 気仙沼市・南三陸町
電 話 : 0226-22-5127
F A X : 0226-24-4901
E=MAIL : kshwfz@pref.miyagi.jp



事業系一般廃棄物

ごみ処理の手引き ~ 混ぜればごみ、分ければ資源 ~
平成22年3月発行

南三陸町環境対策課施設管理係

電話 0226-46-5528 / FAX0226-46-5529

メール s-kanrii@town.minamisanriku.miyagi.jp